

# 失業手当の受け取り方、65歳境に差

知らなきや損する

少子高齢化が進み、年金、医療、介護、そして労働力の確保など、高齢者の社会生活にさまざまな影響が出ています。例えば、医療や介護保険では、自己負担が増え、厚生年金の支給開始年齢は、男性は2025年から65歳になります。

健康寿命が延び、できることなら長く働きたいと考える人も増えてくるでしょう。「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改定により、定年の延長(60歳から65歳へ)が、2025年4月からは全ての企業に適用されます。そのため企業では、「定年制の廃止」「定年の延長」「継続雇用制度(再雇用制度)などの導入」のいずれかを導入しなければなりません。つまり、退職から厚生年金支給開始までの、収入のない期間をなくそうということです。さらに、今年4月からは、「65歳以降も労働者の希望があれば70歳まで働けるように就業機会を確保すること」が企業の努力義務となりました。

失業すると収入がなくなります。そのために雇用保険があります。働いている人が安定した生活が送れるようにと、失業手当(基本手当、高齢求職者給付金)や求人情報、職業訓練など、再就職までの生活を保障する制度です。

雇用保険は、①1週間の所定労働時間が20時間以上②31日以上の雇用見込みがある、のいずれにも該当する労働者が加入します。パートやアルバイトも、条件に該当すれば加入ができます。加入者は、65歳までは「一般被保

<b>65歳以上</b> (高齢被保険者)	<b>高齢求職者給付金</b> ●一時金として30日分(雇用保険の加入期間が6か月以上1年未満)もしくは50日分(加入期間が1年以上)支給 ●年金との併給可
--------------------------	--

<b>65歳未満</b> (一般被保険者)	<b>基本手当</b> ●自己都合・定年退職の場合は、90日分(雇用保険の加入期間が1年以上10年未満)120日分(加入期間が10年以上20年未満)150日分(加入期間が20年以上)支給 ●年金との併給不可
--------------------------	---

険者」、65歳からは「高齢被保険者」です。失業手当が支給されるには、失業状態(就職する意思があり、就職できる能力はあるが、職業に就くことができない状態)であることが要件です。そのうえで、高齢被保険者が高齢求職者給付金を受給するためには、離職の日以前1年間に雇用保険に加入していた期間が通算して6か月以上あることが条件です。1日の給与の5割から8割を一時金として、30日分もしくは50日分受け取ることができます。

図のように65歳より64歳で退職した方が、受け取れる日数は多くなりますが、年金と同時に受け取ることはできません。65歳以上なら、一時金なので年金と併給できます。「半年働いて一時金」また「半年働いて一時金」というふうに、何度も受け取ることも可能です。退職する人は、前回の年金制度、今回の雇用保険などを知って、65歳以降のライフプランを考えてみてはいかがでしょうか。



暮らしのマネープラン相談センター・所長  
サードファイブファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

## あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで5,500円 2時間まで8,800円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム相談 …… 33,000円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職マネープラン相談 …… 33,000円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <https://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00

